

「2022年度 国際園芸博覧会調整支援等業務委託」  
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2022年度 国際園芸博覧会調整支援等業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款を遵守することとする。

(3) 件名

2022年度 国際園芸博覧会調整支援等業務委託

(4) 履行期限

2023年3月31日（金）

(5) 履行場所

一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」（以下、「協会」という。）が設立された。

本業務は博覧会事業を具現化していくための検討事項（特別規則、諸元等）の作成調整支援のほか、全体調整支援を行うことを目的とする。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

## (2) 留意事項

- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくこと。
- イ 本業務の実施にあたっては、協会各部署及び関連委託、横浜市、関係機関、有識者等との綿密な連携が必要となるので、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- ウ 打合せは、COVID-19 の状況等を踏まえて WEB 会議も可能とする。打合せ後は毎度議事録を作成し、原則打合せの次の日に要点及び次回打合せまでのタスク等を記載し、提出すること。
- エ 本業務の実施には、海外博覧会等の調査分析が含まれるため、英語・仏語（主に英語）の理解能力を必要とする。

## 3 業務内容

### (1) 特別規則作成のための調整支援

特別規則とは、BIE 認定申請書の一部である一般規則に紐づく下位規則であり、海外の参加国をはじめとした各参加者に向けて発出する博覧会におけるルール（規定）を定めるためのものである。本業務においては規則の発出計画に沿ってまずは第 1、2 号（英語訳・仏語訳を含むが、翻訳作業及びリーガルチェック等は別途業務とする。）を、その後、3～10 号及び 12 号の作成（日本語案のみ）を行う。

作成にあたっては、各参加者（開催者、公式参加者、非公式参加者、一般営業参加者等）それぞれの目的が達成され、博覧会の全体運営において不備・不足がなく、本博覧会の有益性を鑑み、より良い博覧会を実現するために計画内容を十分に踏まえた記述とする。また、各号の条件整理については各課にて検討を行うため、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。

また、業務実施にあたり、必要となる有識者等のヒアリングを行う。ヒアリングを行う有識者等は 2 名程度とし、実施にあたっては事前に発注者と相談の上、決定すること。なお、ヒアリングの実施に係る費用及び有識者への謝礼等は本委託業務に含むものとする。

### ア 特別規則案 第 1～10、12 号のとりまとめ業務

#### (ア) モデル規則、他国際博覧会との比較分析

各課にて行う条件整理にあたって、前提となる比較分析作業を行う。分析にあたっては、モデル規則（3 号・14 号以外は項目のみ）、他国際博覧会の特別規則及び参加ガイドラインを参考とし、比較表（日本語・英語）を作成する（一部日本語素案あり）。比較分析にあたっては、一般規則・参加契約書との整合性を確認し、関連する参加ガイドラインを踏まえて検討を行う。また、博覧会を運営する上での視点から課題の洗い出し（要検討事項整理の素案あり）を行う。

比較表のフォーマット等については契約後発注者と速やかに協議し決定すること。

(イ) 各課の条件整理とりまとめ・文章チェック

特別規則第2、4、9、10号について、各課にて検討している条件整理をとりまとめ、用語の統一、一般規則・参加契約書・参加ガイドラインとの整合性の確認等のチェックを行う。各課にて行った条件整理については、適宜打合せの場を設定し、根拠の確認・整理等の協議を行う。

(ウ) 各号における条件整理

特別規則第1、3、5、6、7、8、12号については、条件整理も行う。整理にあたっては、モデル規則、他博覧会の特別規則、参加ガイドラインを参考として計画内容を十分に踏まえた検討を行う。

イ 関係部署・関係機関との調整支援

上記により取りまとめた規則案を作成後、別途業務にてリーガルチェック等を行った案により、国等をはじめとした関係機関等との調整の支援を行う。会議には原則出席するものとし、議事録の作成、指摘事項を踏まえた修正作業や必要な資料作成等の支援を行う。会議における質疑にも適宜対応し、他博覧会の知見から、本博覧会の計画内容に即した提案することに努める。なお、関係部署との調整がおおよそ完了した時点で、対外的な説明に使用するためにモデル規則からの変更や理由、今後の課題等をフォーマットに沿って整理する。

フォーマット等については契約後担当者と速やかに協議し決定することとする。

◆特別規則1～10、12号の概要【 】…担当部署（ ）内はA4〇ページ程度の分量（他博参考）

第1号：本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法【企画課】(7P)

第2号：国、国際機関及び民間出展者の参加条件【運営課】【整備課】(6P)

第3号：陳列区域政府代表団の運営委員会の機能に関する規則【企画課】(3P)

第4号：建設、改修及び防火に関する規則【整備課】(14P)

第5号：全ての種類の機械、装置、設備の設置及び運用に関する規則【企画課】(3P)

第6号：公式参加者のスタッフのための宿泊施設【企画課】(11P)

第7号：通関、輸送及び特定の料金に関する規則【植物・コンペ課】【整備課】(9P)

第8号：保険【企画課】(6P)

第9号：公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件【運営課】(7P)

第10号：一般サービスに関する規則【整備課】【運営課】(9P)

第12号：陳列区域政府代表及びそのスタッフの特権及び便宜【運営課】【企画課】(3P)

【参考・作成フロー】



→ 関係機関との協議

※ 検討のスケジュールについては、契約後速やかに担当者と協議する。

日本語確定

1,2号のみ英訳・仏訳  
(別途委託)

3

英仏語確定

R5以降作業

- ・3号以降の英・仏訳作成
- ・11号及び13号以降の作成
- ・外務省・経産省協議
- ・BIE事務局等との協議

(2) 基礎的諸元の作成、とりまとめの調整支援（基本計画・基本設計等の深度化に伴う作業）

※ 昨年度協会にて検討した基礎的資料を参考とする。

ア 過去の博覧会や、類似イベントや施設から、諸元を洗い出し、リスト化する。その諸元の設定の必要性を整理、検討する。また、諸元と関係するデータ等を収集し、比較表を作成する。

イ 設定する諸元の根拠、考え方、数字の根拠、算定内訳について作成する。

ウ 設定する諸元について、課題、メリット・デメリット、コスト等を整理し、検討する。

(3) 全体調整支援

ア 受託者は、各課において委託し、検討している事業内容が博覧会事業全体として整合性が図られているか確認・調整するための支援を実施する。具体的には、12月末ごろ、各課が発注している検討内容をとりまとめ、内容の整合性や実現性の検証、設定した諸元のもととなった検討内容となっているかなどを行い、その結果をもとにより良い対応の提案を行う。

イ 博覧会事業全体の進捗や課題を踏まえ、適切にスケジュールを把握し、現在の協会スケジュールの更新を行う。なお、スケジュールは協会が既存の作成データをもとに各課に更新を依頼する。受託者は更新された内容のとりまとめ作業や全体の整合性の確認と検証を行う。

■関連委託（予定）

- ・2022年度 国際園芸博覧会企画検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会会場基本設計等業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託
- ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けた会場運営管理検討業務委託
- ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けた ICT 検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会コンペティション実施計画作成業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会の広報 PR・機運醸成等業務委託
- ・国際園芸博覧会の植物監理実施計画業務委託
- ・2022年度 2027 国際園芸博覧会輸送アクセス計画策定に向けた検討業務委託
- ・2022年度 2027 国際園芸博覧会輸送方策検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託 等

(4) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果について、報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。

4 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本2部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）2部

(Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。)

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

## 5 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案 (2018(平成30)年3月)
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書 (2019(令和元)年7月)
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書 (2020(令和2年)2月)
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 (2020(令和2年)3月)
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書 (2021(令和3)年5月)
- カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画 (原案) (2021(令和3)年6月)
- キ 2027年国際園芸博覧会基本計画案 (2022(令和4)年7月)

(2) 既往調査等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査報告書 (2018(平成30)年度)
- イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託2019(令和元)年度
- ウ 国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託 (2019(令和元)及び2020(令和2)年度)
- エ 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託 (2020(令和2)年度)
- オ 国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業務委託 (2020(令和2)年度)
- カ 令和2年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託 (2020(令和2)及び2021(令和3)年度)
- キ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託 (2020(令和2)及び2021(令和3)年度)
- ク 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託 (2021(令和3)年度)
- ケ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託 (2021(令和3)年度)
- コ 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託 (2021(令和3)年度)
- サ 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託 (2021(令和3)年度)
- シ 令和3年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託2021(令和3)年度
- ス 旧上瀬谷通信施設における気象観測業務委託 (2021(令和3)年度)

(3) 関係規則等

- ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- イ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
- ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
- エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則  
(ア) General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

- (イ) 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
  - (ウ) その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等
    - a 2027年国際園芸博覧会一般規則、参加契約書（日、英）（令和4年4月時点案）
    - b 2025年日本国際博覧会一般規則、参加契約書、特別規則1、2号（日、英）
    - c 北京国際園芸博覧会特別規則（日、英）
    - d 北京国際園芸博覧会参加ガイドライン（日、英）
    - e アルメレ国際園芸博覧会特別規則（日、英）
    - f アルメレ国際園芸博覧会参加ガイドライン（日、英）
    - g 特別規則のモデル ※博覧会国際事務局（BIE）から提供次第共有
- なお、規則関係の更新に注意すること。

## 6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努める。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。
- (9) 成果品については、本協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。